

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

____年__月__日

____(契約担当者)____様

[住所]

(注) [氏名] (委託者) 〇〇建設株
代表取締役〇〇〇〇



____(委託者)____ (以下「甲」という。)と____(受託者)____ (以下「乙」という。)間で締結の____年__月__日付け請負代金債権信託契約 (以下「信託契約」という。)に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の請負代金債権を、乙に対して信託することといたしたく、つきましては、当該債権の信託のための譲渡につき、工事請負契約書別記第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。なお、工事請負契約書別記第41条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

- 基本契約書 [貴殿と甲の間で締結された ____年__月__日付け以下の工事請負契約書]
 - 工事名 _____ 工事
 - 工事場所 _____ 地内
 - 工期 ____年__月__日から ____年__月__日まで
 - 請負代金額 _____ 円
- 請負代金債権の特定
 - 譲渡する債権の種類：別添 ____年__月__日付け譲渡対象債権の特定に関する確認書記載の上記1の基本契約書別記第32条第1項に基づく請負代金のうち、未払金に係る支払請求権
 - 債権の総額 : 総額 金 _____ 円

以上

債権譲渡承諾書

____年__月__日

____(甲)____ 御中

____(乙)____ 御中

上記につき承諾する。

甲と乙間で締結の ____年__月__日付け信託契約に基づき、「 ____年__月__日付け工事請負契約別記第32条第1項に基づく ____年__月__日付け譲渡対象債権の特定に関する確認書記載の請負代金のうち未払金に係る支払請求権」を信託のために債権譲渡することにつき、工事請負契約書別記第5条第1項ただし書きの規定により、下記事項を条件として、ここにおいてあらかじめ異議を留めず承諾する。ただし、本承諾によって工事請負契約書別記第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

債務者は、上記2②記載の金額を、本承諾書による承諾日以降（承諾日を含む。）、正当な債権者である__

_____(乙)____から適法な支払請求を受理した日から40日以内(※)に、その支払に関する抗弁を一切主張することなく_____(乙)____に支払いを行う。なお、支払期日が県の休日に当たるときは、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)第2条に定める取扱いとする。

記

- 1 甲及び乙が信託契約を誠実に履行すること。
- 2 乙は、甲から信託を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に甲に対して受益権販売代金を支払うこと。
- 3 乙は、甲から信託を受けた受益権販売代金支払債務と乙が甲に対して有する他の債権との相殺を行わないこと。ただし、乙の信託報酬及び信託契約の履行に必要な諸手続の費用に係るものはこの限りでない。
- 4 乙は、甲に対し、受益権販売代金の振込先又は使途に関する条件を一切付さないこと。
- 5 甲は、本債権を第三者に二重譲渡しないこと。
- 6 甲及び乙は、債務者の承諾を得ないで、信託契約を変更又は解除しないこと。
- 7 乙は、受益権の信託契約に基づく販売に当たって、上記1～6の事項について投資家に対して明らかにすること。

_____(債務者)_____

印

確定日付印欄

(注) 委託者が共同企業体である場合においては、委託者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(※) 工事請負契約の性質上、40日以内に支払うことが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者(債務者及び乙)の合意により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第7条に定める取扱いができるものとする。

請求書

平成____年____月____日

岩手県知事_____様

〔住所〕

〔氏名〕 _____(受託者)



平成____年____月____日付け請負代金債権信託契約書及び平成____年____月____日付け債権譲渡承諾書に係る請負代金債権について下記のとおり請求します。

一 請求金額

金_____円

ただし、_____工事の完成払代金

二 支払口座等

1 振込希望金融機関名

_____信託銀行_____本支店

2 預金の種別、口座番号

預金の種別 : _____預金

口座番号 :

3 口座名義

ふ り が な

4 請求者の連絡先

住所

電話

ファックス

工事名 _____
受注者 _____

申請書類等の受領日 平成 年 月 日

チェック項目		チェック欄
1	対象債権の該当性	
	① 確実に完成し、引渡しを受けた工事である。	
	② 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事等ではない。	
	③ その他不適当な事由がない。	
	④ 完成払代金に係る債権金額が1億円以上である。	
2	申請書類	
	① 債権譲渡承諾依頼書(3部提出)	
	ア 債権譲渡承諾依頼書・承諾書が指定の様式である。(指定様式以外不可)	
	イ 債権譲渡承諾依頼書、承諾書、別添確認書及び別紙内訳書が袋とじ又はセットで綴られており割印がある。	
	ウ 申請日の確認。	
	エ 委託者(受注者)の印鑑を印鑑証明書で照合した。	
	オ 譲渡先(受託者)が通知別表に掲げる信託銀行である。	
	カ 委託者(受注者)が請負契約締結の代理人の委任者と同一である。〔請負契約締結の際に委任状を提出し、代理人が請負契約を締結している場合〕	
	キ 共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名が記載されている。〔委託者(受注者)が共同企業体の場合〕	
	ク 履行遅滞の場合における損害金等がある場合記載されているか。	
	ケ 複数の工事に係る債権譲渡を請求していない。	
	② 信託契約書	
	ア 委託者及び受託者の印鑑を印鑑証明書で照合した。	
	イ 委託者と受注者が同一である。	
	ウ 受託者が通知別表に掲げる信託銀行である。	
	エ 通知別添2に沿って内容を確認した。〔第1~4、9、11、16、19、20、25、26条〕	
	オ 末尾1記載の信託報酬の算定方法及び優先受益権の予定収益配当額の計算方法が上限を超えていない。	
	カ 共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名が記載されている。〔委託者(受注者)が共同企業体の場合〕	
3	検査結果の入念な調査・確認	
	当該工事の検査(監督)担当職員への確認	

↓
決裁(承諾)手続

↓
本庁工事所管課等又は工事所管地方公所への通知・連絡

4	債権譲渡承諾書の発行	
	① 承諾日(申請日から1週間以内)、債務者(契約担当者)職・氏名を確認。	
	② 確定日付欄は空欄である。	

↓
請求書類の受領日 平成 年 月 日

5	請求書類	
	① 請求書	
	ア 請求日の確認	
	イ 受託者の印鑑を印鑑証明書で照合した。	
	② 債権譲渡承諾書	
	委託者(受注者)に交付した2通のうちの1通であることを確認した。	
	③ 信託契約書の写し	
	ア 信託契約書の写しに受託者の原本証明があるか。	
	イ 債権譲渡承諾依頼書とともに提出された信託契約書の写しであることを確認した。	

↓
支出手続

※ 各項目を確認した後、チェック欄に○印(あるいはレ印)を記載しておくこと。

(様式4)

第 号

平成 年 月 日

本庁工事所管課等の長 様

(工事所管地方公所の長)

工事所管地方公所の長

(本庁工事所管課等の長)

完成工事未収金債権に係る譲渡承諾済通知書

下記工事について、完成工事未収金債権の譲渡を承諾したので通知します。

記

契約の内容	工事名	工事
	工事場所	地内
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	請負金額	円
受注者	商号又は名称	
	所在地	
信託銀行	商号又は名称	
	所在地及び電話番号	電話
承諾に係る債権の総額		円
承諾年月日	平成 年 月 日	

(注) 債権譲渡承諾書(依頼書)の写しを添付すること。

(担当者職氏名)